

旭川赤十字病院 開放型病床運営規程

(目的)

第1条 本規程は、旭川赤十字病院（以下「病院」という。）内に開放型病床を設置し、病院担当医師（以下「主治医」という。）と地域の医師または歯科医師が互いの情報を共有することにより、患者に対する確な医療ならびに地域完結型医療を提供することを目的とする。

(開放型病床の設置)

第2条 病院は、一般病床の中から「5床」を開放型病床として設置する。

- 2 8時30分には必ず5床を確保する。
- 3 開放病床が満床の場合は、救命救急センターを利用する。

(利用について)

第3条 地域の医師または歯科医師が、病院の地域医療連携室に電話もしくは文書で申し込む。

- 2 申し込みは平日（土・日・祝日・5/1・12/29～1/3を除く）の8時30分から17時00分までとする。

(診療)

第4条 地域の医師または歯科医師は、患者の診療等を主治医と共同で行うものとする。

- 2 患者の退院決定についても共同で行うものとする。
- 3 地域の医師または歯科医師が共同診療を行なう場合は、あらかじめ主治医との日程調整を行わなければならない。

(診療責任)

第5条 開放型病床に入院中の患者の管理は、病院の責任において行うものとする。

(その他)

第6条 本規定の運営ならびに改定については、旭川赤十字病院 地域連携推進委員会にて協議を行うものとする。

(附則)

1. 本規定は、平成15年 8月 1日より実施する
2. 平成15年 8月22日一部改正
3. 平成16年 4月 1日一部改正
4. 平成24年 4月 1日一部改正
5. 平成25年 4月 1日一部改正